

小牧市農業近代化資金利子補給金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 8 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 3 2 号

小牧市農業近代化資金利子補給金交付規則の一部を改正する 規則

小牧市農業近代化資金利子補給金交付規則（昭和３８年小牧市規則第４号）の一部を次のように改正する。

第８条中「交付決定の通知を当該申請者に行う」を「交付の可否及び交付額を決定し、当該申請者に通知する」に改める。

第１１条の見出し中「報告の徴収」を「実績の報告」に改め、同条中「事業」の次に「の実施及び第９条の規定による利子補給金の交付」を加え、「報告を求め、」を「実績の報告を求めるものとし、必要に応じて」に改め、「できる」の次に「ものとする」を加える。

第１２条第４号中「第１０条」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。